

一独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構一

工事の一時中止に伴う増加費用について、小型機械等の損料等の算定がガイドライン等に基づき適正に行われていなかったため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 1430万円

1 工事等の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構東京支社は、相鉄・東急直通線整備の一環として、新横浜駅を築造する「相鉄・東急直通線、新横浜駅他」工事について、「清水・竹中土木・熊谷・松尾相鉄・東急直通線、新横浜駅他特定建設工事共同企業体」(以下「請負人」と平成25年2月に106億7955万円で工事請負契約を締結し、令和2年11月までの複数回の変更契約により契約額を198億9632万円に増額した後、3年2月に更に3325万円増額して199億2957万円とする変更契約を締結している。

3年2月の変更契約は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、支社が請負人に対して、2年4月14日から5月6日までの23日間工事の一時中止を指示したことに伴い、工事現場の維持等に要した費用(以下「増加費用」)を負担するために、契約額を変更したものである。

増加費用等については、本社制定の「工事一時中止に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」)等に基づき算定することとされており、ガイドライン等は本体工事の契約図書の一部として位置付けられている。

ガイドライン等によれば、増加費用は、発注者の承諾を受けた基本計画書に従って受注者が工事現場の維持・管理を実施した結果、当該維持等に要した費用とされており、その算定については、受注者が提出した費用の明細書に基づき、その必要性・数量等を発注者と受注者が協議して行うこととされている。工事の一時中止期間が3か月以下の場合は、工事現場の維持等に要する費用のうち、特定の費用については積上げ計上(積上げ計上した特定の費用を「積上げ計上費用」)し、それ以外の費用は、工事の一時中止命令時点の設計書(以下「元設計」)の純工事費に現場経費率を乗じて算定することとなっている。そして、積上げ計上費用以外の費用は、全て、後者の現場経費率により算定した金額(以下「率計上費用」)に含まれることとなっている。

ガイドライン等においては、積上げ計上費用は、機械経費、仮設費等となっており、このうち、機械経費は、現場搬入済みの機械のうち、元設計に個別計上されている大型の機械と同規格と認められる機械等の現場存置費用を、仮設費は、仮設諸機材の損料等をそれぞれ対象とすることとなっている。一方、営繕費は、積上げ計上費用とはならないこととなっている。

支社は、増加費用について、積上げ計上費用計2036万円に率計上費用691万円を加えるなどして計3325万円と算定し、同額を増額する変更契約を3年2月に締結して、同年3月に支払を行っていた。

2 検査の結果

支社は、小型機械等の損料775万円及び営繕施設(材料保管庫等)の損料77万円を機械経費として、また、現場事務所の賃料90万円を仮設費として、計943万円積上げ計上していた。しかし、ガイドライン等においては、小型機械等は、元設計に個別計上された大型の機械と同規格と認められる機械等には該当せず、また、営繕施設の損料及び現場事務所の賃料は営繕費となることから、いずれも積上げ計上の対象とはならないものであった。

このことなどから、適正な増加費用を算定すると、積上げ計上費用は計830万円となり、これに前記の率計上費用を加えるなどした計1895万円が増加費用となることから、工事の一時中止に伴い増額された契約額3325万円はこれに比べて1430万円割高となっていて不当と認められる。